

質問に対する回答書
工事名）常磐自動車道 谷和原管理事務所管内舗装補修工事

No	質問事項	回答
1	特記仕様書6頁 8-4通行止めについて予定時期にある2回とは、それぞれ4夜間を2回と解釈してよいでしょうか。	1夜間(21時～翌5時)の通行止めを各予定時期で2回実施することを示すものです。
2	千代田PA図面 2/34ランプ規制の回数が3回とありますが、オンオフランプの用排水溝の作業はステップ3の規制帯を延長した作業帶の中で行うと解釈してよいのでしょうか。	ランプ区間(B500～B400, B240～B0)に含む用排水溝の施工はランプ車線規制時に行う想定をしております。 ランプ区間外の千代田PA内の費用は諸経費に含まれるものと考えください。
3	特記仕様書32頁 21-16 交通保安要員の交代要員について、金額抜設計書 B-7頁交通監視員Aに加算されているのでしょうか。	そのとおりです。
4	上記の結果加算されていない場合は交通規制工に加算と考えてよいのでしょうか。	上記質問3に対する回答のとおりです。
5	千代田PA拡幅に伴い支障となる電気ハンドホール、植栽、樹木、標識類の撤去・復旧は別途工事と解釈してよいのでしょうか。また、それらの作業は舗装補修工事とは別の工程にて実施と考えて良いのでしょうか。	現地調査の結果、撤去・復旧が必要となった場合は、別途協議により定めるものとします。
6	千代田PA図面34/34工程表の千代田PA舗装補修工の行において、2021年10月末～11月上旬に横線が引かれているが、どのような作業を想定しているのでしょうか。	千代田PA内における事前コア採取等の路面調査を想定しています。
7	千代田PA図、既設のインターロッキングブロック材料が廃盤となっている為、同等品での復旧で良いのでしょうか。	特記仕様書21-10-1(2)「材料」に示す規格・仕様の範囲内の同等品を想定しています。なお、3月31日付け訂正公告に規格・仕様の追記を行っていますので参照ください。